

# 私が関与した特許行政の思い出(2)\*

- 私の提案を含めて -

江夏 弘\*\*



## 2. 特許信託について

### (1) はじめに

「信託とは、ある人(A)が、他の人(B)を信頼するに足りると認めて、自己の所有する財産をその人(B)に譲渡し、自己の指定した者((C)又は(A)自身)の利益のために管理するよう依頼すること」である。

備考 内海暎郎 三菱信託銀行(株)専務取締役は「経友」(東京大学経友会雑誌 1998年6月号)に「『信託』ってなあに?」と題する論文を掲載しておられるが、信託について、次の如く述べている。

「信託は財産の名義を他人に移転して、第三者のために管理してもらう仕組みであり、『他人のための財産管理制度』である。」

筆者は、信託銀行の専務取締役の如く、この方面の仕事を自ら行ったわけでないので、甚だ僭越なことではあるが、上記定義だけでは信託の真の意味をとらえていないと思われる。すなわち単に「管理してもらう仕組み」であるばかりでなく、譲渡を受けた信託物件を活用できるならば、できる限りこれを利用して利潤をあげるようにするのが信託の真のねらいではないかと思われるからである。信託業法は後述する如く、米国において発達し、各人から得た資金、資材等をもとにして、あの広大な米国の建設に大きく寄与した基本的な法律であり、わが国でこの法律を導入したときも、かかる開拓的又は建設的な精神のもとに、日本の産業を高揚化したものとも考えられるからである。筆者は、この経緯を、工業所有権にも拡大化して、発明はしたけれどもこれを十分に活用できない現状に鑑み、信託業法の対象品目として、無体財産権ではあるが、工業所有権を導入させ積極的に活用されるべきではないかというのが、本稿の趣旨である。

### (2) 信託の歴史(英米を中心として)

以上の如き人間関係は、個人による自由な財産所有が認められるならば、いつでもどこでも生ずるはずである。したがって、信託の歴史は財産私有が多少なりとも認められる人間社会の歴史とともに始まったというわけである。すなわち、昔でも自分の財産があれば、必ずそこに財産の管理とか相続といった問題が生じ、財産の管理を他人に依頼する場合が起こったからであ

る。現在残っている最も古い信託の歴史の記録は、古代エジプト人が自分の財産を信託することを遺言状に書いたもので、実に西暦紀元前2548年に作られたものであると言われている。

しかし、それが社会の慣習となり、さらになんらかの形で制度化されるまでに至るには、ある程度まで社会が成熟し、その上に特殊な条件が生まれてくる必要があるであった。そして、実際に信託が制度として確立されたのは、17世紀頃のイギリスにおいてであり、それまでは、ローマ時代等を含めて長い発展の道程があったのである。一般に、近代信託制度の原型として認められているのは、イギリスにおけるユース(Use)の慣習である。このユースの慣習の起源については、学説が分かれており、ある学者はそれをローマ時代の制度である Fidei Commissum(信託遺贈)に求め、またある学者は、これを中世ゲルマン民族法における Salmann(遺言執行人)又は Treuhänder に求め、さらにまた、これはイギリス固有のものであると唱える学者もいる。ところで、このユースという語義にも二説あって、ラテン語の usus よりきたとするものと、ラテン語の ad epus(on behalf of, for the benefit of の意味)より転化したものであるという説に分かれている。

さて、前記ユースは主として土地とキリスト教という二つの結びつきから制度化されたものであるといわれている。キリスト教が広まるにつれて、教会に財産(特に土地)を寄付するのに信託が利用され、また信託を引受ける人も親戚や友人だけでなく、寺院の僧侶が多くなっていったのである。それは人が死ぬ前にざんげをし、それを聞いてくれた僧侶に対して遺言により財産の取り扱いを頼んだからだといわれている。すなわち、教会の利益のために(for the use of a church)僧

\* (1)は3月号に掲載

\*\*元 特許庁業務課長

侶に土地を譲渡したり、すでに死せる聖者の利益のために (for the use of a dead saint) 教会に土地を譲渡した記録が残されている。この場合は、土地の譲渡を受けた僧侶は寄贈者の信託を受けたものとみなすことができる。このような仕組みがユースと呼ばれるものであった。しかし、こうした信託の方法はヨーロッパ大陸では大して発達をみず、中世の中頃、11世紀のいわゆるノルマン人の共同征服(ノルマン・コンクエスト)以後間もなく、十字軍(1096~1272年)に参加した兵士達の間でその出征中妻子の利益のために (for the use of his wife or children) 土地を友人達の第三者に委託することが行われた。ついで、13世紀に、フランスコ派の僧侶達(The Franciscan Friars)が渡英して布教につとめたが、一切の財産所有が禁止されていたため、信者より僧侶達のために住居等が都市(特にロンドン)に寄贈された。これは大規模なユースの慣習発展に大きな役割を果たしたものと一般に認められている。

かくの如く、ユースはイギリスにおいて広く行われるようになり、1535年のユース条例の制定までには全イギリスの約3分の1がユースの形で多くの人々に他人の利益のために所有されたとみなされている。その理由としては、上記の如き事例のほかに、封建制度化における各種の規制(土地の遺贈の禁止、相続税)からの回避のため、名目的な土地所有者の移転を行うこと、「死手法」(Mortmain Acts)による宗教法人への土地寄贈制度を免れるために、第三者への信託譲渡をなすこと等がその主たるものであった。

以上の如く、信託関係は初めは個人間の約束であり、また封建制度の下では種々な制限を免れるためのものであった。このため、信託の約束をしても、約束当事者間の道義的な取り決めにすぎず、かりに、土地を譲り受けた者が約束どおりに、その土地を教会や相続人に渡さなくても、どうすることもできなかった。イギリスの法制は古来から判例法体系であり、慣習や判例をもとにした普通法(Common Law)があつて、前例のない場合や情勢の変化があつた場合でも、これを変更することは原則として許されなかった。このような普通の法律により裁判される普通法裁判所だけでは、上記の如きユース制度を救済することができないため、王の直下の大法廷府にもう一つの裁判所(衡平裁判所)が設立され、ここで普通法にしばられることなく、良

心と衡平(Equity)とを以って、裁判がなされるようになった。衡平裁判所は普通法の欠点を補うという意味で、信託の乳母だともいわれている。

これにより、15世紀からユースによる受益者の権利が明確化された。かくして、ユースは制度としてますます発達したが、封建王朝にとっては、このことは土地の復帰を不能にし、財政収入を減少せしめる結果になった。そこで、16世紀に入り、ヘンリー8世の時に、有名なユース条例(1536年「用益法」ともいう)を公布し、ユース制度を取り締るように企てた。これは、ユースによる受益者を土地の本当の持ち主とみなし、これに対して、一般の土地と同様に、教会の寄進や家族への寄贈を禁止するものであった。しかし、これに対して二重のユース(use upon use)を考え、ユース条例の適用を回避することとした。

その後の経緯については省略するが、信託に関する考え方が普通裁判所や衡平裁判所における判例により、漸次定着し、特に1664年の判決(Sambach v.s. Dalton)において、「信託」という言葉が初めて使用され、17世紀になってこれが定着するようになったのである。

英国における信託が、以上の如く個人間の信頼をもとにして発達してきたのに対し、本制度を英国から導入した米国では、初めからこの信託を事業としてとりあげ、会社組織で大がかりに営むようになったのである。米国は1776年に独立したが、広大な土地や無限の資源に恵まれていたので、国民は進取の気に富み、何事も新しく、かつ大規模に行うようになった。特に、マジソン大統領の時代の1812年に英国との戦争が勃発し、これにより英国からの輸入が途絶したので、木綿工業が俄かに勃興し、さらに各種の工業が発展した。そこで従来のような個人資本による形態から集中的資本主義による企業組織が急速に拡大化したが、これに伴い、株式、社債の発行が増加し、個人の財産形態も、土地、建物、道具、器具等の従来形態に有価証券も加わり、次第に複雑化するようになった。そして、独立後間もない、1792年に最初の信託会社が誕生したが、特に、1820~1840年の20年間に31の会社が信託事業を認められた。1848年にカルフォルニアに金鉱が発見され、所謂ゴールド・ラッシュが出現し、ついで南北戦争(1861~1865年)は、北部工業の発達に刺激を与え、鉄道の敷設が進捗し、大資本経営の工業が続出した。これにつれて「信託」の事業も会社組織となり、信託

の対象も証券や株式あるいは社債をも取り扱うようになり、ここに信託会社は保険会社とは別の独立した金融機関的な性格をもつようになった。上記の鉄道の建設や鉱山の開発業に関連して、これらの会社の発行する社債を引き受けて、広く一般に売出し、大衆から金を集めることによって、これらの新しい事業に資金を提供したのである。

### (3) 我が国の歴史

以上の如き欧米の信託の歴史的展開に対して、わが国ではどうであったであろうか。

この信託的考え方(アイデア)を創出して、自己の理想的な政治的支配を実現するための手段とした武將がいた。織田信長の例が、その典型的なものであった。

彼は、永禄 12(1569)年に今川義元、斎藤龍興を破って、東海道を平定し、京都に上ったときに、上記信託制度の考え方を考案して、皇室の修理(リフォーム)をしたのである。人心を集めるため、皇居を修理するに際し、信長は領地を献上して、皇居の修理と維持費にあてようとしたが、当時はまだ戦国時代で争乱が各地に起こっており、領地を献上する代わりに、金銀を京都の商人に渡して、そこから生ずる利息を皇居の修理費と維持費にあてるため、宮中に差上げるよう命じたのである。すなわち、秀吉が委託者、商人が受託者で、元本からあがる利息の受益者は皇室、元本(商人に渡した金銭)を最後に返してもらう受益者は信長という信託関係が成立したことになり、今日の金銭信託に相当するものと考えられる。

しかし、わが国の現在の信託制度は、古くからあった英国式の信託に似た考え方から発達したのではなく、主として上記米国の制度を導入したのであった。それは、明治 33(1900)年に制定された日本興業銀行法(同銀行法は原案では日本動産銀行法となっていたが、貴族院において「動産」を削り「興業」に改めた)である。本法の制定に尽力したのは添田寿一初代総裁と澁沢栄一であった。同法は、直接には当時資金窮乏に苦しんでいた諸企業の資金供給の円滑化と、同時に恐慌化にあった諸会社の整理の進捗をはかるため、有価証券機関として、また外資導入機関として設立されたものであった。上記法律の第 9 条第 4 号に、同行営業業務の一つとして「地方債証券、社債権及び株券に関する信託業」を掲げていた。その後、明治 38 年には担保

附社債法が制定され、さらに、当時の特殊銀行である台湾銀行が大正 3 年に、北海道拓殖銀行が大正 5 年に、それぞれ準拠法の改正により、信託業を行うようになった。他方、明治 36 年に東京信託会社が創立され、信託業務を専門とする会社が現出した。大正 3 年に第一次世界大戦が起ると、わが国の産業は非常に好景気となり、それにつられて、信託会社の数も増加し、大正 10(1921)年には 488 社を数えるようになった。

以上の如き状況から、政府は大正 4 年頃より信託に関する法律の制定準備に入り、原内閣時代に信託法と信託業法とを分離し、信託法の草案は司法省、信託業法の草案は大蔵省でそれぞれ起案することとなった。そして、迂余曲折の末、大正 11 年 4 月に信託法と信託業法とが公布となり、大正 12 年 1 月 1 日から施行されるに至った。信託法では、信託する財産の範囲は特に制限しておらず、したがって、金銭、社債、株式のほかに、土地、建物等の不動産や、著作権、特許権等も含まれるが、信託業法ではその第 4 条に「受託財産の制限」が規定されており、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権及び土地の賃借権に限定されていて、特許権は含まれていない。

しかし、現実には、後述する如く、信託業法の範囲内で特許権が登録又は実際に運用された例があり、今後、特許権の活用の一方法として、特許権が登録され又は実際に運用された例があり、今後、特許権の活用の一方法として(特に中小企業振興対策の一環として)、特許権が信託業法の対象財産として認められるように期待しているのである。本稿の趣旨は、実はここにあるのである。

(原稿受領 2001.10.10)